

第3章 景観まちづくりの推進

I 意義と推進方針

1 景観まちづくりの意義

これまでもまちなか再生や斜面地のまちづくり、福祉のまちづくり、安全安心のまちづくりといったテーマ毎の取組みや地域まちおこし活動やイベントの開催、商店街の活性化といった地域における取組みなど、多様な「まちづくり」が行われてきました。景観まちづくりは、このような活動に「景観的要素」を加えることです。

「景観的要素」を加えることで、「目に見え、誰でも理解しやすい」活動となることから、多様な立場の人々に対し景観まちづくりに参加することを促すことができます。

例えば、買物客や観光客の増加を目的とした商店街の活性化の取組みに景観的要素を加えて、神社や寺院、町家、洋館といった歴史的建築物等の地域の特徴を活かしたまちなみづくりや看板やサインの統一等を行うことで、地域の雰囲気演出できるだけでなく、これをきっかけとして、地域のイメージアップやブランドづくりにもつながります。さらにこの過程では、従来から参加していた商店街に加え、専門家や技術者、活動団体、沿道の住民等が幅広く参加するようになり、地域住民のまちづくりに対する意識の高揚につながります。

このような活動を通して、「地域の魅力の再認識や新たな創出」「景観がもたらす効果」を実感し、地域の価値を育てる地域住民の新たな意識づくりの活動を進めることができます。

2 推進方針

景観まちづくりの推進方針を以下のように定めます。

<景観まちづくりの推進方針>

○各主体による景観まちづくりの推進

市民、民間事業者、長崎市は、それぞれが求められる役割を果たしながら、景観づくりに取組みます。

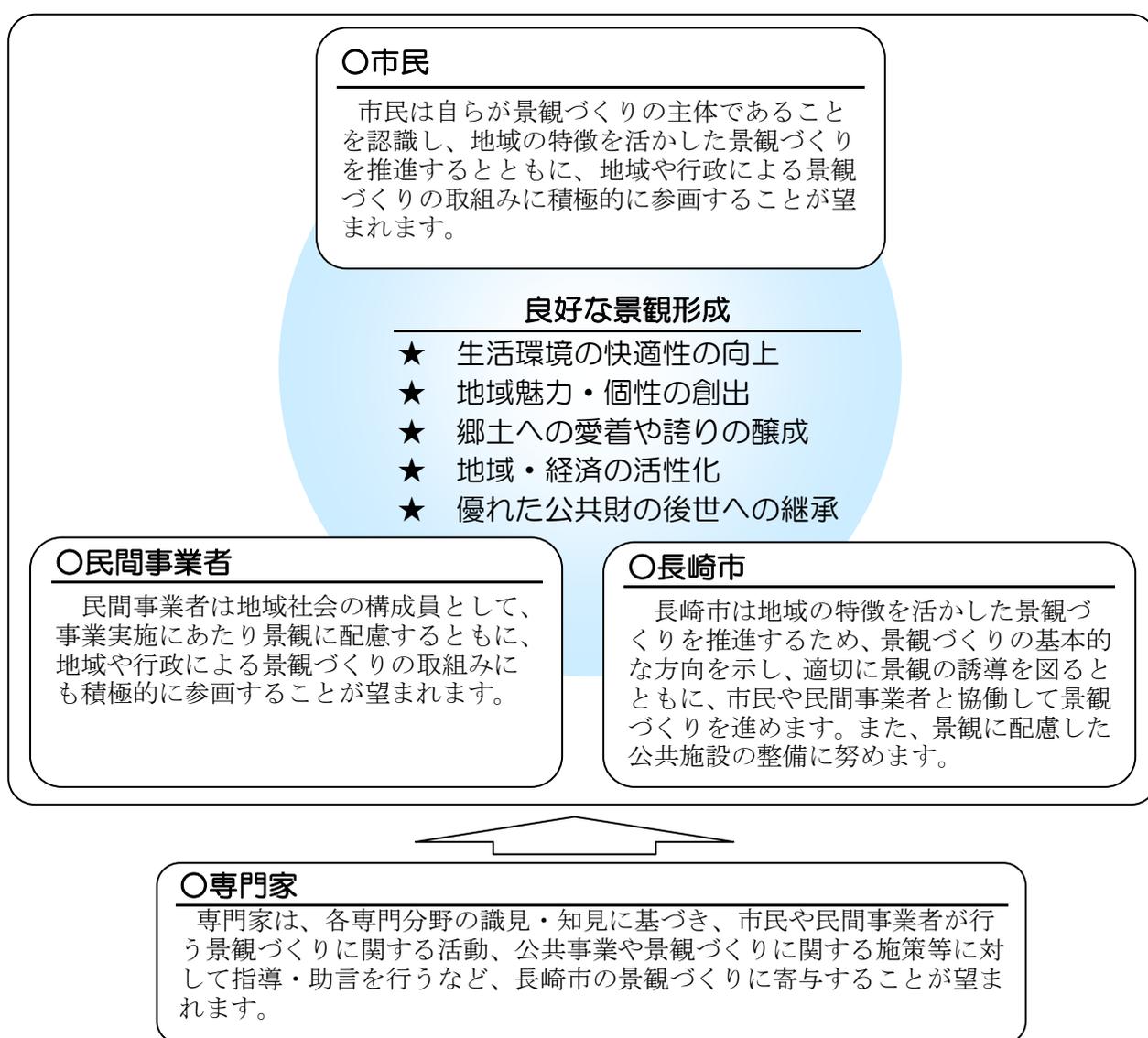
○協働による景観まちづくりの推進

様々な主体が共に景観まちづくりに取組むしくみ（景観まちづくりプラットフォーム）を創出し、市民主体の景観まちづくりを推進します。

■ II 各主体による景観まちづくりの推進

1 景観まちづくりの主体

景観は、道路・建造物・緑など目に入るあらゆるものの総体として形成されています。個人の建物なども地域の景観をかたちづくる要素となっています。つまり、今日みられる景観は、市民・民間事業者・行政といった、まちに関する全ての人がつくってきたものであり、景観づくりを推進するためには、市民、民間事業者、長崎市が、それぞれが求められる役割を果たしながら、景観づくりに取り組むことが重要です。また、このためには、必要に応じて専門家の指導・助言を仰ぐことも必要です。



2 各主体による景観まちづくりの方策

市民や民間事業者

(1) 景観づくりへの配慮

良好な景観を形成していくためには、景観に係わる身の回りの小さな配慮を、少しずつ積み重ねていくことが大切です。市民や民間事業者は、普段の生活や事業活動の中で、次のような景観づくりに配慮した取組みを着実に進めていくことが望まれます。

個々の生活における景観的な配慮

家屋の形態や色彩等についての配慮、道路や公園等の公共空間に面した敷地の花や緑による修景など、身近にできる景観への配慮が望まれます。

事業活動における景観的な配慮

事業所等の建築や屋外広告物に対する景観面での配慮（規模、形態、色彩等）、敷地内の積極的な修景緑化の実施、産業廃棄物等の適正な処理など、事業にともなう各種行為に対して景観的な配慮が望まれます。

各種開発事業における景観影響調査

各種開発事業の計画・実施にあたっては、周辺との調和と見え方の配慮（景観への影響調査等）が望まれます。

景観づくりに対する意識向上

景観シンポジウムや研修会、地域景観を再認識するわが町ウォッチング等の参加を通じて、普段から景観に興味を持ち、景観づくりを意識するなど、景観づくりに対する意識の向上が望まれます。

専門家の活用

景観に係わる各種取組みに際しては、専門家を派遣するアドバイザー制度を活用して、専門家からの助言・指導を受けながら、景観に配慮した取組みが望まれます。

(2) 景観づくりの取組みへの参加と参画

景観づくりは、一人ひとりの景観的な配慮の積重ねとともに、周辺環境との調和や多くの人々と協力・連携した取組みが大切です。市民や民間事業者は、地域社会の構成員としての自覚を持ち、地域における景観づくりに係わる様々な取組みに参画することが望まれます。

良好な景観を形成するためのルールづくりへの参画

景観協定など、地域の景観づくりを進めるためのルールづくりへの参画が望まれます。

景観づくりに係わる地域活動への参加

地域の美化・清掃活動、地域の祭祀、まちなみ修景等の景観づくりに係わる地域活動への自主的な参加が望まれます。

景観に係わる地域団体への参加

景観づくりを進めていこうとする公益法人やNPO等に参加し、地域の景観づくりに主体的に係わっていくことが望まれます。特に、行政が実施しにくいソフト的な施策について、長崎市が指定する景観整備機構（法第92条第1項）が役割分担することで、ソフトとハード含めた総合的な景観づくりへの取組みが可能となります。

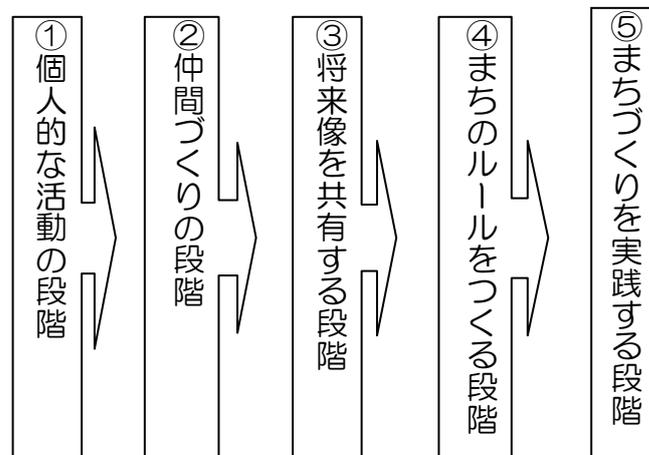
参考：景観まちづくりの熟度に応じた段階的な展開

景観まちづくりの最初のステップは、普段は意識しない景色に気づくきっかけをつくることです。商店街の人は「商売につながるまちなみがほしい」と思いますし、住む人は「快適な日々の生活を送りたい」と考えます。このように、全ての地域住民が景観に対する考え方やニーズ、思いが同じとは限りません。景観まちづくりは、共通認識をもつ仲間を増やして身近なことから始めることが重要です。

また、地域資源等を活かした景観まちづくりが既に行われている地域や、地域資源はあっても活かし方がわからない地域、そもそも資源の価値に気づいていない地域など、状況は様々です。

景観まちづくりでは、地域住民における「景観まちづくりへの芽生え」「まちづくり活動の発意」を促し、まちづくりのグループや地域まちづくり団体といった組織づくり、普段付き合いが深いご近所で定める「向こう三軒両隣ルール」や「通りのルール」などまちづくりのルールづくりといった段階的な取組みを通して、住民の意識を高め地域の景観まちづくり活動につなげていきます。

また、市民の主体的な取組みを効率的に進めるためには、市民や企業、専門家、活動グループ等景観まちづくりを担う人たちが、共通の目的を持ち一緒に景観を考える場や機会、取り組みのための支援策等、活動の状況にあわせてステップアップしていくような景観まちづくりの展開が望まれます。



■景観まちづくりの段階的な展開

長崎市（行政）

(1) 景観に配慮した公共施設の整備

公共施設は多くの人々が利用するものであり、また地域の景観に与える影響も大きいため、質の高い公共施設の整備は、地域景観の向上に直接つながるとともに、地域住民や民間事業者の景観意識を高め、自主的な景観づくりに関わる活動を促進するきっかけとなります。

長崎市はこれまでも景観に配慮して公共事業を進めてきましたが、今後はこれまで以上に景観に配慮した整備を進めます。

全ての事業に対する景観への配慮

長崎市が行う全ての公共事業について、求められる機能と地域の特性等を鑑み、良好な景観の形成に寄与するよう努めます。

特に景観づくりを積極的に進めている地区においては、市が行う公共事業について十分な景観配慮を行うことはもとより、国や県が行う事業についても十分な配慮を求めます。

景観重要公共施設の指定と整備

長崎市の良好な景観づくりにあたり、特に重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、整備にあたって十分な景観配慮を行うとともに、施設の占有者にも十分な景観配慮を求めます。

(2) 庁内体制の整備

景観づくりを推進していくためには、市民、民間事業者、長崎市がそれぞれ協力していくことが大切です。市においても、職員一人ひとりが景観づくりの重要性を認識し、各部局が互いに協力して取り組みます。長崎市では、次のような庁内体制を構築します。

横断的な調整会議の開催

様々な部署が関係する施策の実施にあたっては、庁内での情報交換や横断的な調整を行う庁内連絡会を設置します。

専門家の活用

景観基本計画の策定や変更など、景観の形成に関する重要事項に関しては、学識経験者等から構成される景観審議会に諮問します。また、事業の計画や実施等の際には、個別に専門家からの助言・指導を仰ぐことのできる景観アドバイザー制度を活用します。

市職員の意識啓発・技術向上

景観づくりに関係のある部署の職員を中心に、景観に係わる技術手法等に関する研修等を実施し、景観づくりに対する意識啓発、技術向上を図ります。

(3) 地域住民や周辺市町との連携した取組み

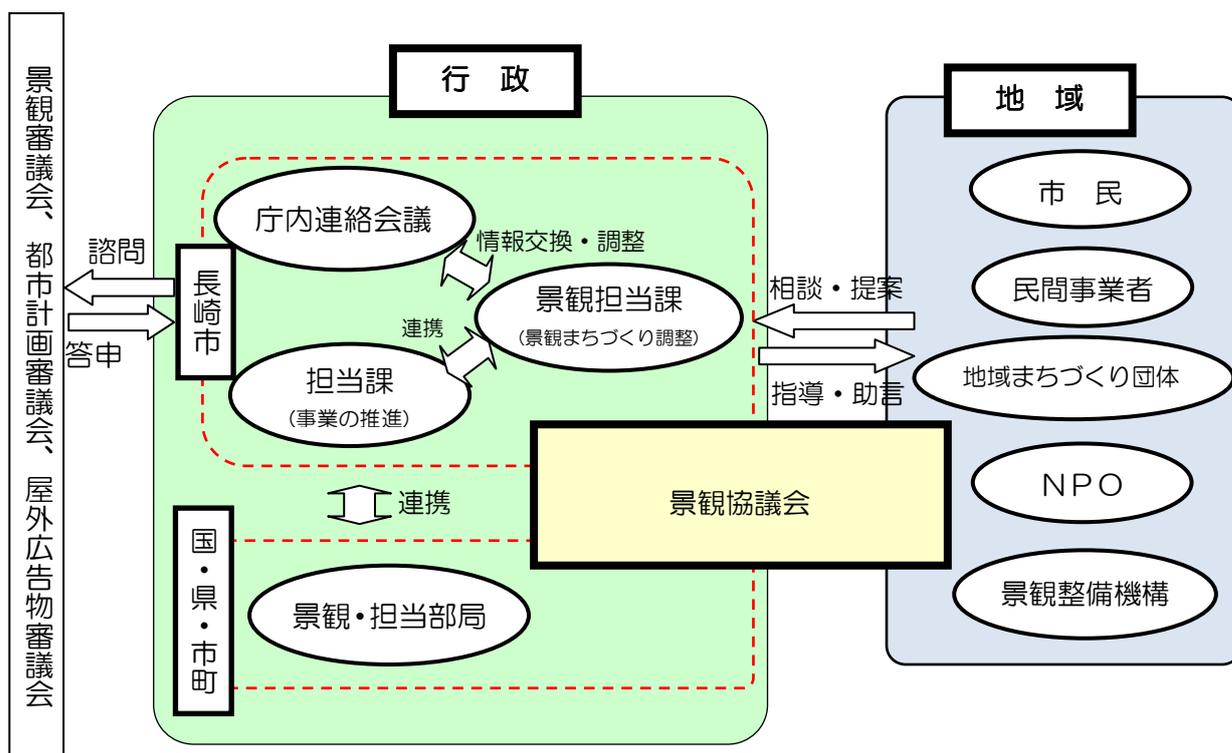
良好な景観形成を持続的に推進していく為には、地域の景観形成にかかわりを持つ様々な立場の管理者が共通の場を設けて、利害の異なる課題について協議・調整を図りながら課題解決を図っていくことが有効です。また、シンボルロードの景観や良好な景観形成を周辺の市町と一体的に進めるためには、各自治体の施策の対象範囲や目的等に応じて、広域的自治体である県と住民に身近な市町村との間で適切な役割分担が必要です。

景観協議会（法第 15 条第 1 項）の活用

積極的に景観づくりを進める区域については、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者や景観整備機構、地域住民などで組織する景観協議会（法第 15 条第 1 項）を活用しながら、様々な立場の関係者が良好な景観の形成を図るための協議を行うことが必要です。

景観整備機構（法第 92 条第 1 項）の指定

民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、長崎市がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置づけ景観づくりを進めていきます。



■ 連携した取組み

III 協働による景観まちづくりの推進

1 景観まちづくりの協働体制

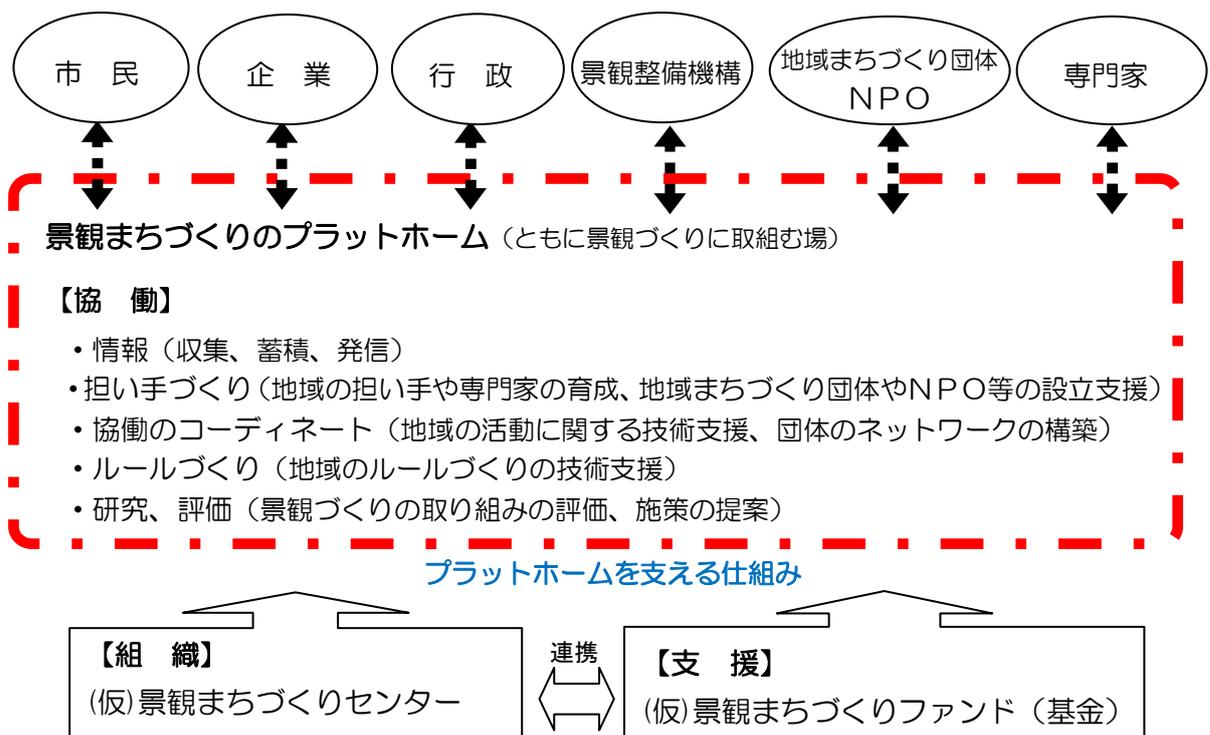
景観まちづくりを進めるためには、市民や企業、行政、活動団体等の地域を支える幅広い人々が、それぞれの立場から主体的に関与することが求められます。また、それらの活動を効率的に進めるためには、活動をサポートできる組織、活動の支援といった仕組みをつくる必要があります。

景観について勉強したい人や、景観まちづくりに取組みたい人、既に実施している取組みを地域に広げたい人など、様々な活動の段階の人が自由に参加できる場が、市民主体の景観まちづくりの活動を支えていきます。また、専門的な知識を活かしたい、自分たちの活動を景観まちづくりにつなげたい、などと考えている人たちは、その場づくりに積極的に参加して、景観まちづくりの一役を担うことができます。

これまで、長崎市の景観部局が「景観づくりを進める場」としての機能を有していましたが、行政主導では、住民参加の効果が十分に反映されないことから、長崎市における景観づくりの目的や方向性、方策などを各主体が共有しながら、徐々に活動の熟度を高めることができるよう、様々な主体が共に景観まちづくりに取組む場（景観まちづくりプラットフォーム）をつくり、市民主体の景観まちづくりを推進します。

景観まちづくりのプラットフォームとは、文字通り、駅のプラットフォームをイメージし、「市民が主役のまちづくり」を進める場、市民と市の協働と参画の場、情報発信の拠点となる場とそれらを進めるための支援まで含めたしくみです。

【目指すイメージ】



2 (仮) 景観まちづくりセンターの構築

地域の景観まちづくり活動を担う地域まちづくり団体やテーマ毎（景観重要建造物、樹木などの管理等）の活動を担う景観整備機構などの活動を推進するため、市民や大学、企業などの関係者が中心になり、行政が活動支援を担う「(仮)景観まちづくりセンター」の設置を目指します。

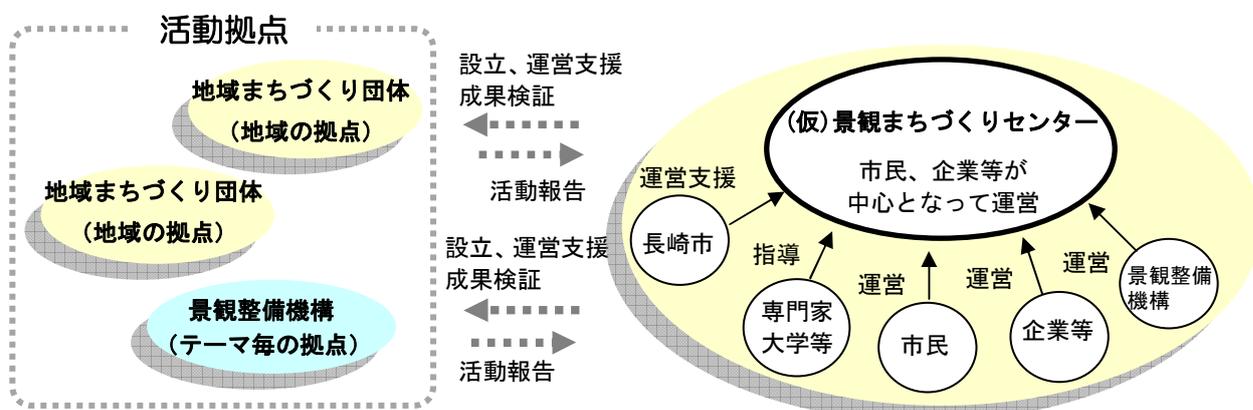
【ステップ1】 行政が中心となった組織づくり

(仮)景観まちづくりセンターの初動期は長崎市がその機能を担いますが、景観整備機構や有識者、市民活動団体など、景観形成やまちづくりのノウハウを習得した人を中心に景観まちづくりに興味のある市民が参加できる仕組み（組織）づくりを行います。

【ステップ2】 市民が中心となった組織づくり

将来的には、(仮)景観まちづくりセンターを市民主体の組織へと育成し、長崎市の景観形成やまちづくりの中心を担う組織へと発展させることを目指します。また、地域の景観まちづくりに対する認識や取り組む姿勢などが必ずしも同じではないことから、まちづくりの拠点がひとつでは、「地域における景観まちづくり活動のすそ野を広げる」ことができません。

センターでは、景観まちづくりを進めようとする地域や団体と景観形成やまちづくり等に関する情報や人の交流、専門家等の派遣により地域まちづくり団体や景観整備機構の設立や運営を支援します。また、認定を受けた地域まちづくり団体を、地域の拠点として位置づけ、実情に合わせた積極的なサポートを行い、地域の景観まちづくりを担える組織に育てていきます。



3 支援制度

市民活動の自立性を損なわずに、市民主体の景観まちづくりを推進するためには、市民活動に充てる資金を透明性、公平性を確保しながら、市民、事業者等を支えていく活動資金提供システムが必要とされます。

このためには、まず資金を出し合うための共通の財布を作らなければなりません。この財布が「(仮)景観まちづくりファンド(基金)」です。長崎市では、「(仮)景観まちづくりセンター」の設置と合わせて「(仮)景観まちづくりファンド(基金)」の検討を行います。

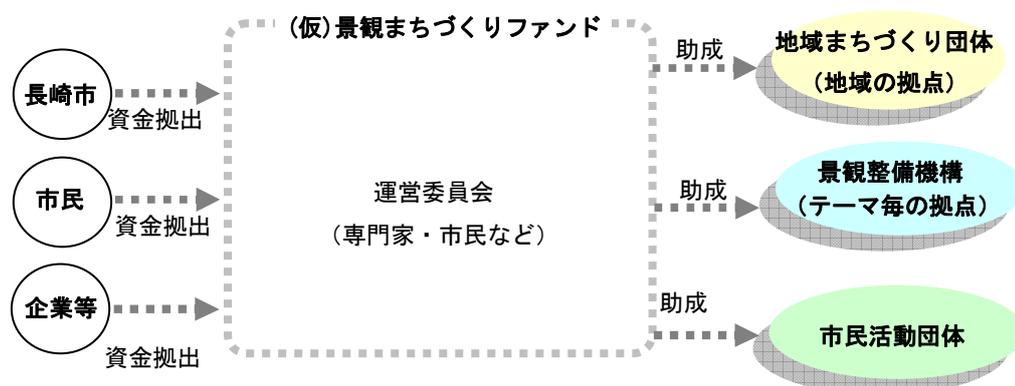
この共通の財布である景観まちづくりファンド(基金)に長崎市、市民・企業などが資金を拠出し、みんなで出し合って集められた基金を使って、(仮)景観まちづくりセンターの活動をはじめとする各種市民活動を支援していきます。

自ら景観まちづくりに関する活動団体を立ち上げることができない人も、こうしたファンドを利用して、個人寄付によって、自分たちの住む町がよくなる景観まちづくり活動に参加することができます。

参考：景観まちづくりファンド(基金)の運営イメージ

(仮)景観まちづくりファンドを原資として、「(仮)景観まちづくりセンター」が行なう情報発信や人の交流、専門家派遣等の支援や、地域まちづくり団体、景観整備機構、NPOなどの市民活動団体等の設立支援を行うとともに、これらの活動に伴うまちなみ整備や町家、洋館など歴史的な建物の改修等のハード事業に対して、財政的な支援を行います。

助成先の選定には、専門家や市民等で構成される「運営委員会」が、中立的な立場で公平な審査を行います。また、助成団体は成果報告会などを通じて、運営委員会のアドバイスを受け、十分なサポート体制の中で、よりよいまちづくり活動を行うことができます。



4 協働による景観まちづくりの事例

都市景観の日イベント【市と業界団体の連携事例】

(1) 都市景観の日イベントについて

平成2年に、毎年10月4日が『都市（とし）景観の日』として定められたことをきっかけに、皆さんの都市景観について知っていただく機会をつくろうという取り組みが全国的に行われています。長崎市でも、平成3年から、都市景観にちなんだテーマで毎年11月頃イベントを行っています。

(2) 実施団体

社団法人 長崎県建築士事務所協会 長崎支部

社団法人 日本塗装工業会 長崎県支部

長崎県屋外広告美術協同組合 長崎支部

長崎商工会議所青年部

長崎市造園建設業協同組合

長崎県グリーン事業協同組合

長崎塗装吹付協同組合

社団法人 長崎県建築士会 長崎支部

(3) イベント実施内容

平成21年度は、『龍馬が見た幕末の長崎を体感しよう！』をテーマとして、坂本龍馬をはじめとした幕末の志士が見たと思われる建物や当時の長崎を偲ばせる風景などを見ることにより、長崎が持つ歴史的な景観の重要性に気付き、これからの長崎の景観のあり方に対する関心を高めてもらうことを目的としたまち歩き型イベントを行いました。

参加者数40名で開催いたしました。

●景観ウォッチング



町家・・・伊良林



意見交換会

景観まちづくり団体連絡協議会【市と地域まちづくり団体の連携事例】

一定の地域を対象に地域の特徴を活かした景観づくりの推進を目的に組織され、定期的な活動を6ヶ月以上継続している団体について、長崎市では「景観まちづくり地域団体」として認定し、活動経費の一部を3年間に限り、年間20万円を限度として助成を行っています。

平成22年4月現在、長崎市が認定した「景観まちづくり地域団体」は、14団体となっています。また、平成18年には、長崎市内の各団体の活動内容をお互いに認識し、相互の交流を深めるために『長崎市景観まちづくり連絡協議会』を設立し、活動の和を広げる取組みがなされてきました。

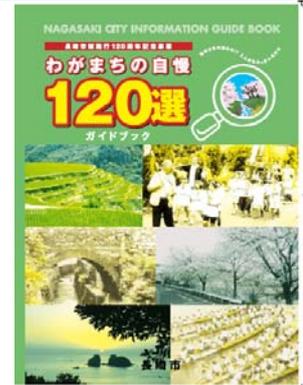
また、他都市との連携事例として、安政5年の日米修好通商条約で開港された5都市（函館、新潟、横浜、神戸、長崎）の市民まちづくり団体が、景観まちづくりに関する課題について協議したり、相互の交流を深めるために、5つの都市が毎年持ち回りで『開港5都市景観まちづくり会議』を開催しています。

【景観まちづくり地域団体の認定状況一覧】

団 体 名		設立年月日	認定年月日
東山手・南山手地区	東山手地区まちづくり協議会	H 2. 5. 25	H 3. 1. 30
	南山手地区まちづくり協議会	H 2. 5. 25	H 3. 1. 30
中島川・寺町地区	長崎中央 A 地区	H 3. 4. 9	H 3. 7. 5
	長崎中央 B 地区	H 3. 4. 4	H 3. 7. 5
	長崎中央 C 地区	H 3. 4. 8	H 3. 7. 5
南長崎ダイヤモンド連合自治会街づくり委員会		H 3. 4. 1	H 3. 7. 1
西坂・諏訪の森地区まちづくり協議会		H 3. 9. 21	H 4. 10. 6
鳴滝地区まちづくり地域団体		H 3. 9. 30	H 4. 10. 6
出島地区まちづくり団体		H 5. 9. 7	H 5. 12. 20
十善寺地区まちづくり協議会		H 5. 9. 2	H 6. 6. 2
平和公園地域まちづくり協議会		H 7. 6. 5	H 8. 5. 9
深堀地区まちづくり推進協議会		H 8. 1. 9	H 8. 12. 6
三ツ山町犬継地区まちづくり協議会		H13. 5. 25	H14. 6. 13
外海地区まちづくり協議会		H22. 2. 8	H22. 3. 31

わがまちの自慢 120 選【市民と行政の連携事例】

平成 21 年度、市制施行 120 周年を記念して『わがまちの自慢 120 選』事業を実施し、身近なところにある魅力あるまちの資産を後世へ継承すべき財産として、守り育てていく機運の醸成を図る取組みを行いました。地元の自治会等と市の職員がこの事業と一緒に取り組むことで、相互の連携を構築しながら、市民の持つその潜在力を活かした景観まちづくりにつなげていく狙いがあります。



■成果の冊子

●募集したもの

- ・自分の住んでいるまちにある、または通勤、通学の途中にみかける身近なまちの自慢
- ・風景、まちなみ、通り、建物、樹木、伝統芸能、まつり、名物、まちの有名人など

● 応募総数・・・576件

● 認定数・・・221件

● 選考会の実施実績

- ・65地区、延べ76回
- ・地域の方の参加637名
- ・地区担当職員185名

● 選考会の風景



選考委員会による現地視察



選考風景

●選考事例



善長谷教会からの夕陽



白戸の穴(樺島)

都市景観賞表彰実行委員会【市と商工会議所、関係団体の連携事例】

魅力ある長崎らしいまちづくりを進めるため、長崎の歴史的背景と地理的特色を生かし、周囲のまちなみや雰囲気に調和した作品に賞を贈ることにより市民の都市景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てていこうという趣旨で、昭和 62 年度に長崎商工会議所、同青年部と長崎市の共催で『長崎市都市景観建築賞』を創設しました。平成 3 年度には表彰の対象を拡大し、名称を『長崎市都市景観賞』と変更しました。当初は隔年の開催でしたが、平成 4 年度から平成 10 年度までは毎年の表彰に変更され、平成 11 年度より再度、隔年表彰に変更しています。平成 21 年度までに、16 回開催し 75 件表彰しています。

表彰母体	長崎市都市景観賞表彰実行委員会
市・企業・業界団体	長崎市 長崎商工会議所、同青年部 (社)長崎県建設業協会長崎支部 (社)日本建築家協会九州支部長崎会 西部ガス(株)長崎支社 九州電力(株)長崎支店 (社)長崎県建築士会長崎支部、 長崎市管工業協同組合 長崎県電気工事業工業組合長崎支部 (社)長崎県測量設計業協会 長崎市造園建設業協同組合 (社)長崎県建築士事務所協会长崎支部 (社)長崎県宅地建物取引業協会长崎支部
選考方法	表彰実行委員会より委嘱された選考委員会による

【受賞作品例】



長崎市立図書館(平成 21 年度受賞)



田園景観賞「大中尾棚田」(平成 21 年度受賞)

長崎新地中華街の整備とランタンフェスティバル～地元で取組む景観づくり～

長崎新地中華街は、横浜、神戸と並ぶ日本の三大中華街の一つとして内外の観光客を集めています。近年の建物の老朽化に伴う近代ビルへの建て替えに合わせて、長崎新地中華街と市と一緒に計画を策定し、中国福州市から技師を招き、本格的な中華門を建設するとともに、新地の四方に中華門や石板を設置し、花崗岩の板石を輸入し中華街を縦横する市道に石畳を復元しました。また、ランタンフェスティバルは、長崎に住む華人が旧正月（旧暦の1月1日を初日として約2週間）を祝う祭りを長崎新地中華街で行っていたものが1994年より長崎市全体でのイベントとなり、中華街以外の場所にも中国提灯（ランタン）や点灯式のオブジェが飾られるようになり、長崎の新たな観光資源として定着しています。



丸山公園リフレッシュ事業～地元住民が結成した愛護会による公園管理～

「丸山公園」は、長崎市の繁華街の中心に位置し、周囲には、「花月」など数多くの文化財を有し、歴史的にも由緒ある地域です。老朽化に伴うリフレッシュ事業として料亭「花月」より水を引き込み、池を配置し、便所も和風とするなど全体として和風庭園の雰囲気を出すよう設計しました。公園の完成を契機として、地元自治会のコミュニケーションの場となり、各種イベントも催され、自分たちの庭として利用しようという気運も盛り上がっています。また、管理、運営についても地元住民が愛護会を結成し、積極的に参加しています。

